

騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会  
第 5 回検討会（12 月 24 日）における議論の整理（案）

1. 騒音ばく露レベルの把握に関する見直しの方向性

事務局のまとめ案をもとに次のような議論を行い、表現を一部修正して合意した。

- 個人ばく露測定の手法については、既に確立したものがあることから、整理して資料としてまとめておく。騒音についての個人ばく露測定は、正しい測定結果を得る観点から、10 分程度の短い時間ではなく、終日又は半日を標準とする十分な時間による 1 サイクルを行う必要がある。一方、ばく露計等を正しく着用しさえすれば、作業員、管理者ともに特段の操作は必要なく、三脚付きの測定機器の設置や専門家の立会いも不要であるなど負担感が小さいといえる。
- 今後、同一の作業グループから複数の個人ばく露測定データを得た場合のデータの取扱いなど、実務上のルールを定めておく必要がある。
- 建設業界に対する事前の準備をする都合上、以下を確認したい：
  - ① 騒音障害のリスクを把握する観点から、従来から示されていた作業環境測定、定点測定に加えて、屋外作業場向けに個人ばく露測定が導入されること、
  - ② 屋外作業においては、原則として個人ばく露測定を一サイクル、半日なり行うこととなるが、測定できない場合に騒音ばく露レベルの推計による方法も認められること、
  - ③ 坑内作業場については、現行どおりの定点測定でよいこと。
  - ④ シールドトンネル工事における軌道車の運転等の業務に対しては、個人ばく露測定を行って結果の評価を行うことにより、必要に応じて聴覚保護具の着用等の措置を講ずべきこと、トンネル長が大きく変わるなどの状況がなければ、6 月以内ごとの頻度で行えばよいこと。
- 個人ばく露測定結果に基づく措置としては、作業環境測定の場合のように必ずしも作業環境の改善だけでなく、原因に応じて同一作業グループの騒音ばく露レベルを低減させるための作業方法等の改善を視野に入れることとしてよい。

2. 聴覚保護具と労働衛生教育について

國谷委員から資料に基づき説明を行い、厚生労働省から課題の整理案を示して意見交換を行った。主なポイントは次のとおり。

(1) 聴覚保護具の取扱い

- 耳栓などの聴覚保護具は、ガイドラインが制定された 1990 年以降、技術的に大きく進歩しており、2020 年には JIS T8161-1 など聴覚保護具の遮音性能の試験方法が定められたが、現場ではまだあまり知られていない。
- 遮音性能は大きければよいというものではなく、適切なものを選定する必要があることから、ガイドラインにおいて、聴覚保護具について独立した項目を

示すのがよい。

- 聴覚保護具は実際に達する騒音を減衰させる効果は大きいですが、正しく着用して本来の遮音性能を確保することは、思っているよりも難しい。実際の遮音性能は着用方法により大きくばらつく上、耳栓を浅く挿入すると、作業中に耳栓が緩んでしまうこともあることから、騒音作業従事者に対する教育や、管理者に対する教育は重要である。
- また、聴覚保護具を正しく着用して十分な遮音性能を得られているかどうかを、フィットテストにより定量化して理解することも有効である。

## (2) 労働衛生教育について

- 騒音作業従事者向け教育として、現行の3時間は負担が大きすぎて実効性に乏しいことから、雇入れ時や騒音作業への配置替えの際に、ポイントを絞った短時間の教育を行うほうがよい。それにより、対象者のすそ野を拡げやすくなり、他の有害業務に対する教育と同時にすることも可能となるなど、メリットが大きい。
- 一方、騒音作業従事者を指揮する管理者に対する教育は、しっかり行う必要がある。製造業等における衛生管理者や職長など、建設業においては現場全体を管理する者を定めて管理者教育を行い、騒音作業従事者への教育を担ってもらうことも考えられる。

## 3. ガイドライン見直し骨子案について

資料に基づき厚生労働省から説明し、意見交換を行った。以下のような意見を踏まえ、次回検討会に向けて事務局で見直し方針案を作成することとされた。

- 骨子案に示された対策の骨格は、業界の立場、技術的な立場の両面からおおむね妥当である。ガイドライン改正のポイントの1つであるリスクに応じた措置については、疑義がないようしっかり整理しておくべきである。
- 対象作業場の見直しに当たって、具体的な作業の例示は、実務的な観点から、特に建設業において重要であるため、可能な限り追記してもらいたい。
- リスクを正しく把握する観点からは、測定機器として備えるべき要件を、JISやISOなどで明記しておくほうが良いのではないか。
- 個人ばく露測定の導入は、基本的によいが、測定できない場合もあるので、騒音ばく露レベルの推計についても明示的に記しておいてもらうのがよい。
- 等価騒音レベルが90dB(A)以上となる作業場所における聴覚保護具の備え付けなど、労働安全衛生規則で義務付けられている事項もあることから、法令遵守が必要な点についても明記すべきである。
- 騒音性難聴は、基本的に両側性で左右同じような聴力型を示すことが多いとはいえ、左右差が出た場合に悪いほうの耳で健康管理区分を決定するよう示しておくほうが良い。
- 騒音定期健康診断の対象は、現行ガイドラインにおいて、等価騒音レベルが

85dB(A)以上となる場合は、聴覚保護具の有無によらず省略することができないこととされているので、個人ばく露測定結果に応じた措置も同様にすべきである。

- 聴覚保護具の選定という観点からは、聴覚保護具を着用したうえで耳に達する騒音レベルについて、何らかの数値目標を定めておくほうが良いのではないかと。フィットテストについては、世界的にも重視されつつあるので、言及したほうが良い。